

八王子平和の家・倫理綱領及び職員行動規範（全文）

はじめに

八王子平和の家では、入居者が日々暮らしていく中で、入居者の人権が尊重され、かつ守られているとは必ずしもいえなかった。しかし人権侵害の話し合いがなされていくにしたがい、改めて“人権”について深く考えると共に反省させられた。これをきっかけに、倫理綱領及び行動規範を作成するに至った。

私たち八王子平和の家の職員は、入居者のたった一度しかない人生を託されている。このことを私たちは深く受け止め、入居者の人権をまもり、よりよい暮らしを提供し、援助していくことを目的としていく。

基本理念

1. 入居者の人格、生活史そして要求を尊重し、施設入居によって本人の尊厳や利益が損なわれないよう、相手の立場をよく理解すること。
2. 入居者には、社会生活上の知識や文化的な刺激を受けられるよう積極的な生活の援助を怠らないこと。
3. 入居者の人格や行動を情緒豊かに受け止め、共感し、共に向上できる職員であること。

倫理綱領

第1条

私たち職員は、入居者に対していかなる理由があっても権威的にならず、暴力、暴言は絶対に行わない。

第2条

私たち職員は、入居者の個性を理解し、入居者自らが選択、決定したことを尊重し、常に対等な立場で誠実に対応しなければならない。

第3条

私たち職員は、入居者の障害の状態、行動、性格、性別、年齢その他いかなる理由によっても差別してはならない。

第4条

私たち職員は、入居者が地域のなかで市民として生活していくために、常に地域の理解と努力を得られるように努めなければならない。

第5条

私たち職員は、入居者のプライバシーの保護、秘密保持、財産管理、及び私的空間と時間の確保に配慮しなければならない。

第6条

私たち職員は、常に入居者の声をよく聞き、悩んでいるとき、あるいは入居者から援助を求められたときは、適切に解決するよう努力しなければならない。

第7条

私たち職員は、入居者への励ましと賞賛を忘れず、一人ひとりが安心して誇りをもって暮らせる生活を、入居者ととともに作りあげていかなければならない。

第8条

私たち職員は、援助者として必要な専門性を高めるために常に努力しなければならない。

職員としての行動規範

入居者の人格および尊厳を尊重して接することを基本とし、職員は入居者の「援助者」としての役割を自覚する。

また、入居者を受容し、彼らが暮らしていく上で問題があれば、問題の所在を深く理解し、入居者にとってよりよい解決にあたる。

1. 入居者に対してすぐに否定的なことを言わない。
2. 命令的な口調で行動させない。
3. 言い訳をしない。(状況の説明をし、本人の理解を求めていく)
4. 職員側に落ち度があるときは謝罪する。
5. 入浴時お湯をかけたるときなどは声を掛ける。
6. 食事の最中に薬をおしこまない。
7. 職員室から入居者に出てもらおうのに強引にしない。(状況の説明をし本人

の理解を求めていく)

- 8 . 入居者と話をするとき手を腰にあてたり腕を組んだりして話をしない。
- 9 . 入居者の衣類や持ち物など古くなったものを処分する際は、入居者の同意を得る。もしくは説明をする。
- 10 . 入居者を注意するとき必要以上に大きな声を出したりしない。
- 11 . 食事の声掛けをせずに食事を口のなかに運ばない。
- 12 . 放送での呼び出しはできるだけ避ける。
- 13 . 入居者に対して決め付け的な声掛けはしない。
- 14 . 同じ目線で話をする。
- 15 . 職員の都合で急がせたり、早く歩いてほしい時、背中を押したりしない。
- 16 . 入居者に対して「いい?」「わかった?!」と無理やり納得させない。
- 17 . 夜に起き出してきた入居者に対して、ブツブツ注意しながら、とりあえず寝させるようなことはしない。
- 18 . 入居者の動きを止めたり、逆に行動してもらうのに、服をひっぱったりしない。
- 19 . 入居者をはげましたりするときなど適切なことばを用いる。
- 20 . 入居者の話をよく聞き、真剣に対応すること。
- 21 . 日常生活において入居者ができることまで手をだしたりしない。
- 22 . 介助などのためにやむをえず入居者の行動を束縛するのは最低限の時間にする。
- 23 . 「後で」ということばのみに済ませない。

日常での基本的な態度

入居者のさまざまな権利を職員が守っていくために、すべての日課の場面で職員は、入居者の暮らしのを援助する存在であることを認識する。

- 1) 入居者が暮らしのなかで様々な選択をできる環境に関して(入居者の意見を反映させていく)
 - 1 . 日課や予定の変更は必ず伝える。
 - 2 . 職員会議などで一方的に行事を決めない。
 - 3 . 食事の内容を入居者に相談なしに一方的に決めない。
 - 4 . 一泊旅行などを職員が一方的に決めるのではなく、入居者と共に考える。
 - 5 . 食事を要求していないときに無理に食事を口の中に入れない。
 - 6 . 日中も本人なりに過ごせるように、内容、時間など選択の幅を広げる。

- 2) 入居者の暮らしが落ち着いた環境にあることに関して
 1. 休日などの朝に、まだ寝ている人を無理やり起こさない。
 2. 入浴は一度に多くの人を入れず、急がせない。
 3. 落ち着いた環境での食事を提供する。
 4. 部屋の移動などできる限り希望を取り入れる。
 5. 入居者の暮らしの場や作業の場を施設のなかだけにとどめない。

- 3) 入居者のプライベートな空間の保護に対して
 1. 居室（または家）に入る時は、ノックするか声をかける。
 2. 入居者がいないときはドアを閉めておく。
 3. 入居者が着替えるときは、扉やカーテンを閉めるなどの配慮をする。
 4. 入居者の部屋にはどかどか入らない。
 5. 断りなしに部屋に入ったり、勝手にタンスを開けない（本人に説明する）。
 6. 居室に見学者などを案内しない。もしするならば同意を得る。

- 4) 入居者は平和の家に入居し、暮らしていくなかでサービスをうける権利があり、職員はそれに応える義務があることに関して
 1. 職員は時間を守る（遅刻も含めて）。
 2. 交換条件を出さない。
 3. 職員会議などで話し合ったことを皆に伝える。
 4. 入居者に呼ばれたら必ず返事をする。
 5. 各家や食堂などで職員同士だけで話をする時間を多くもたない。
 6. 社会情勢や世の中で起こっていることを伝える。
 7. 職員、入居者ともに季節感のある服装をする。
 8. 委員会など職員だけで構成するのではなく入居者も踏まえて意見を反映させていく。
 9. 常に入居者の衛生面に気をつけ、清潔を保つ。

- 5) 入居者の尊厳に関わること
 1. 体に触るときはむやみにしない。
 2. 入居者の自治活動を援助していく。
 3. これからの入居者のライフスタイルについて考え、話し合っていく。
 4. 入居者が暮らしていくなかで入居者にとってよりよい環境をつくる。

作業場面での基本的な職員の態度

- 1 . 作業はあくまでも入居者による作業であるので、職員主体とならない。
- 2 . 作業全体の動きに留意し、楽しく働けるような雰囲気をつくれる職員であること。
- 3 . 入居者に対する声掛けと励ましを常に行い、細かい作業の見通しを明確にさせること。
- 4 . 入居者の能力と適性を考え、常に作業の内容を充実させる。
- 5 . 入居者の安全と健康に十分配慮する。

入居者の不安定時の対応について

- 1 . 入居者に安心感を持たれるような態度を保持する。
- 2 . 相手を受容し、支えるという心理的な関係を保持する。
- 3 . 職員の対応により状況が改善されない場合、もしくは悪化するような場面では、雰囲気を変えて関係改善を図るか、他の職員と対応を変えること。

* 以上のことはほんの一部であり、全てのことに常識をもってあたる。また、今後これらのものは見直しをしていくものである。